

地域活性化起業人を活用した特産品ブランディング業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

松江市（以下「本市」という。）では、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用し、本市の一次産品（以下「市産品」という。）を特産品へと成長させるとともに、本市の魅力や価値の向上、地域経済の活性化につなげる取り組みを行う。本要領は、この取り組みに対し、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、最も優れた業務を提供できる事業者（以下「派遣元企業」という。）を決定するもの。

なお、派遣元企業の決定後は、本市と派遣元企業との間で、派遣条件等について協定を締結したうえで、派遣元企業の社員（以下「派遣社員」という。）を令和4年12月1日（木）から1名派遣するものとする。派遣社員は、そのノウハウやネットワーク、営業力を活用して、「**2 業務内容**」の業務に従事すること。

2 業務内容

別紙「地域活性化起業人を活用した特産品ブランディング業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 派遣受入期間

令和4年12月1日（木）から令和5年3月31日（金）

4 企画提案を求める期間

本業務で活用を前提としている地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）は、6月以上3年以内の期間で派遣社員を受け入れる制度であることから、予算成立した場合は令和5年度以降についても派遣受入を継続するため、本プロポーザルにおいて企画提案を求める期間については、令和4年12月1日（木）～令和7年11月30日（日）までの3年間とする。

5 費用負担

次に掲げる（1）、（2）及び（3）の経費については、派遣元企業の請求に応じて本市が負担する。

- （1） 派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働災害補償保険の事業主負担分、退職金引当、社宅家賃、水光熱費、社宅敷金、礼金、引越・支度金及び派遣管理費に係る相当額（以下「給与等相当額」という。）
- （2） 派遣社員の発案・提案した事業に要する経費（派遣社員が主体となって発案・提案したイベント、調査研究事業に要した経費等）（以下「活動経費相当額」という。）
- （3） 派遣職員が仕様書に掲げる業務を遂行するために要した市内外の移動旅費（以下「移

動旅費相当額」という。)

ただし、給与等相当額については年額金5,600,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)、活動経費相当額については年額金1,000,000円をそれぞれ上限とする。各年度において派遣受入期間が1年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(例) 令和4年度の派遣受入期間が令和4年12月1日から令和5年3月31日までの場合、2,199,000円が上限となる。内訳は以下の(1)、(2)のとおり。

(1) 給与等相当額: 1,866,000円

(5,600,000円×4月÷12月=1,866,666円)

(2) 活動経費相当額: 333,000円

(1,000,000円×4月÷12月=333,333円)

移動旅費相当額については各年度において額を決定するものとし、令和4年度は700,000円を上限とする。

6 提案上限額

2,899,000円(内訳は給与等相当額として1,866,000円、活動経費相当額として333,000円、移動旅費相当額として700,000円。)

7 募集要件

(1) 参加資格に関する要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の全ての条件を満たす者とする。

ア 三大都市圏に所在する企業等であること。

イ 地域活性化起業人制度の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を本市に派遣すること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

エ 銀行取引停止処分を受けていないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

キ 国税、地方税を滞納していないこと。

ク 代表者及び役員に破産者または禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でないこと。

(2) 派遣社員に関する要件

次に掲げるア～ウのすべてに該当する必要がある。

ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること（ただし、入社後2年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際現に本市の区域に勤務する者を除く。）。

イ 6月以上3年以内の期間、継続して本市に派遣され、本市の魅力や価値の向上、地域経済の活性化につなげることを目指し、仕様書の業務に従事する者であること。

ウ 本市内に居住し、開庁日の少なくとも半分は本市の区域内にて仕様書の業務に従事する者であること。

8 募集日程及び審査日程

項目	日程等
募集開始	令和4年10月4日（火）
質問受付期間	令和4年10月14日（金）から 令和4年10月20日（木）17時00分まで
質問に対する回答	令和4年10月25日（火）
参加表明書提出期限	令和4年10月31日（月）17時00分まで
辞退届提出期限	令和4年11月7日（月）17時00分まで
企画提案書提出期限	令和4年11月7日（月）17時00分まで
資格審査の結果通知	令和4年11月9日（水）予定
プレゼンテーションの実施	令和4年11月11日（金）予定
選定結果通知	令和4年11月21日（月）予定
派遣に関する協定書締結	令和4年11月28日（月）予定
派遣開始	令和4年12月1日（木）予定

9 募集について

(1) 各書類の配布開始日

令和4年10月4日（火）

(2) 配布場所

松江市ホームページに掲載（「総合メニュー>事業者向け情報>入札・契約」からダ

ウンロード可能)

※郵送、メール等による配布は行わない。

(3) 配布資料

ア 実施要領（本書）

イ 仕様書

ウ 地域活性化起業人を活用した特産品ブランディング業務公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）

エ 参加表明書（様式1）

オ 誓約書（様式2）

カ 会社概要（様式3）

キ 類似業務受託実績（様式4）

ク 企画提案書（様式5）

ケ 松江市地域活性化起業人申出書（様式6）

コ 職務経歴書（様式7）

サ 見積書（様式8）

シ 質問書（様式9）

ス 辞退届（様式10）

10 質問の受付及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「**7 募集要件**」を満たしている者で、かつ参加表明書（様式1）を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

(2) 質問受付期間

令和4年10月14日（金）から令和4年10月20日（木）17時必着

(3) 提出方法

質問書（様式9）を「**17 申込み先・問合せ先**」に電子メールで提出することとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて受信確認を行うこと。

(4) 回答

質問に対する回答は、令和4年10月25日（火）までに、本市ホームページへ掲載する。また、本市の回答は、実施要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

(5) その他

質問者の氏名や企業名は公表しない。また、電話や口頭による質問には対応しない。

11 参加表明

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式 1）
 - イ 誓約書（様式 2）
 - ウ 会社概要（様式 3）
 - エ 類似業務受託実績（様式 4）
 - オ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（発行後 3 カ月以内）
 - カ 国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（発行後 3 カ月以内）
 - キ 役員の名簿及び履歴書（任意様式：役職の名称、役員の氏名、ふりがな、住所、生年月日、性別を記載し、職歴が分かる程度のもの）
- (2) 提出期限
令和 4 年 1 0 月 3 1 日（月） 1 7 時必着
- (3) 提出部数
1 部
- (4) 提出先
松江市 産業経済部 商工企画課
- (5) 提出方法
持参または郵送とする。
持参にて提出の場合は、提出日時をあらかじめ担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は、原則として、9 時から 1 7 時まで（正午から 1 3 時まで及び土日祝日を除く）とする。また、郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によること。
- (6) その他
参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 1 0）にて松江市産業経済部商工企画課まで申し出ること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

12 提案の書類

以下の書類を期限までに提出すること。企画は 1 者 1 提案とし、「参加表明書（様式 1）」の提出のない者による企画提案書類の提出は一切受け付けない。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書
 - (ア) 仕様等
表紙は企画提案書（様式 5）を使い、提案書は A 4（縦横問わず。必要に応じ A 3 版三つ折の使用可）とする。行・文字・文字間隔・図表の仕様・枠組み等の様式は自由とする。できる限り具体的に提案し、提案内容は簡素な文書を使い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現

となるよう工夫すること。

(イ) 枚数

片面使用、表紙を含め20頁以内（A3版は2頁分とみなす）

(ウ) 提案内容

- a 本業務についての実施方針、派遣開始可能日、派遣可能期間、1月当たり派遣可能日数及び時間数、業務フロー図を記載すること。
- b 仕様書「**4 業務内容**」に示す各業務について、3年間分のロードマップを示すこと。また、各年度の具体的な取り組み内容及び成果目標を記載すること。成果目標については、できる限り数値化すること。
- c 仕様書「**4 業務内容**」(2)の内容について、具体案を3つ記載すること。
- d 仕様書に記載されていない内容で、その他提案があれば記載すること。

イ 松江市地域活性化起業人申出書（様式6）

ウ 職務経歴書（様式7）

エ 見積書（様式8）

(2) 提出期限

令和4年11月7日（月）17時必着

(3) 提出部数

12部（正本1部、副本11部）

ただし、前記「(1)イ 松江市地域活性化起業人申出書（様式6）」、「(1)ウ 職務経歴書（様式7）」及び「(1)エ 見積書（様式8）」は1部とする。

(4) 提出先

松江市 産業経済部 商工企画課

(5) 提出方法

持参または郵送とする。

持参にて提出の場合は、提出日時をあらかじめ担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は、原則として、9時から17時まで（正午から13時まで及び土日祝日を除く）とする。また、郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとする。

(6) その他

ア プレゼンテーションに参加できる者

参加表明書、企画提案書等を基に資格審査を行う。資格審査を通過した者のみがプレゼンテーションへ参加できるものとする。資格審査の結果通知は令和4年11月9日（水）を予定している。なお、参加表明書、企画提案書等が次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。

(ア) 提出期限、提出先および提出方法に適合しないもの。

- (イ) 指定する様式及び本要領に示した条件に適合しないもの。
- (ウ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (オ) 前記「**5 費用負担**」を超えたもの。
- (カ) 仕様書の要件を満たさないもの。
- (キ) 前記「**7 募集要件**」を満たさないもの。

イ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成および提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類等は、提出期限後の差し替えおよび再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類等は、全て返却しない。
- (カ) 提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

13 審査

地域活性化起業人を活用した特産品ブランディング業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

(1) 評価基準

審査委員会が別に定める審査基準に基づき評価する。

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

ア 開催期日

令和4年11月11日（金）

イ 実施時間

30分程度とし、準備時間5分以内、説明時間20分以内、質疑応答時間5分程度とする。

ウ 出席者

1者3名以内とする。

※業務を受託した際に実際に管理責任者となる者及び派遣予定者本人が必ず出席すること。

エ その他

- (ア) プレゼンテーションの順番は本市が企画提案書を受理した順番とする。
- (イ) プレゼンテーションは提出書類を使用して実施することとし、追加資料の提出は一切認めない。パワーポイント等を使用する場合は、必要な機材を提

案者で準備すること。

(ウ) プレゼンテーションはWeb会議システムを使用して行う場合もある。その場合は該当者に別途通知する。

(エ) プレゼンテーションに参加しなかった者は辞退したものとみなす。

(3) 受託候補者の選定方法

ア 審査基準に基づき、プレゼンテーションでの評価点方式で審査する。

イ 審査は、受託候補者の優先順位を決定するものであり、本市は審査の結果、評価点の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。次点は第二優先交渉権者とする。

ウ 順位点の合計が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。

エ 評価点が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。

オ 順位の最も高かった優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者と協議を行う。また、以降も同様とする。

14 選定結果について

選定結果は、受託候補者の選定後にプレゼンテーションに参加したすべての提案者に対して文書で通知する。通知予定時期は令和4年11月21日(月)以降とする。なお、選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果についての意義申し立ては受付けない。

15 協定書案

「地域活性化起業人を活用した特産品ブランディング業務協定書(案)」のとおり。

※ホームページに公開する。

16 その他

(1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、「地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)推進要綱」(令和3年3月30日(総行応第78号)制定)の定めるところとする。

(2) 派遣社員の派遣及び従事する業務等必要事項については、別途協議のうえ協定書により定める。

(3) 企画提案書の作成・提出およびプレゼンテーションの実施等、プロポーザルの参加に要した費用のすべては、提案者の負担とする。

(4) 著作権

ア 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。

イ 提出書類は、協議の実施および契約の事務処理において必要な場合のみに用い、他の用途には用いない。

ウ 提出書類については、松江市情報公開条例(平成17年松江市条例第14号)第

5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条第5号の規定に基づき、公開の対象としない。

(5) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(6) 審査または契約の延期

ア 天災その他やむを得ない理由により、審査または契約を行うことができない場合は延期する。

イ 提案者の損害は提案者の負担とする。

17 申込み先・問合せ先

〒690-8540

島根県松江市末次町86番地

松江市 産業経済部 商工企画課 特産振興係（担当：島、奈良井）

Tel：0852-55-5978 Fax：0852-55-5553

E-mail：tokusan@city.matsue.lg.jp